

第 18 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 8 月 5 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 31 分
2. 会 場 黒潮町役場佐賀庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (9 人)
3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (5 人) 1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、5 番 濱口佳史、
6 番 山中 讓、13 番 ハジィフ泉、
【推進委員】 (1 人) 2 番 弘瀬正彦
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (9 件)
議案第 2 号 非農地証明について (2 件)
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 4 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議 長

大変お待たせいたしました。ちょっと場所を間違えたようでございまして、遅れてしまいましてすみません。

早速、8月の定例会を集めたいと思います。

また、最近、長い長いながせがやっと終わって今度はまた猛暑ということで、皆さんも熱中症、またコロナ禍の中でございますので、十分に注意をしていただきたいと思います。

また、九州をはじめ先月の豪雨で大変、熊本県とかいろいろなところが被害を受けました。幸いなことに高知県では被害もなかったがですけど、引き続きどのようなことがあるかも分かりませんので、コロナも含めていろいろな面で十分に一人一人が注意して、暑さに負けんと頑張ってくださいと思います。

それでは、早速始めたいと思いますが。

今日は稲刈りの関係で欠席者が6名おりまして、小谷健児君、それから野坂君、濱口君と山中君、泉さん、弘瀬さん。これ皆、稲刈り等々がありまして欠席ということでございますが、会の方といたしましては成立をしております。

それで、今日の議事録署名人でございますが、松本昌子さんと、それから敷地智也君にお願いをしたいと思います。

それでは、早速議案に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について9件、今日はようけ出ておりますが。

事務局の方から、1番より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請が9件今回出てきておりますので、改めて省略できる分は省略させていただきます。

それでは1ページをご覧ください。

1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町田野浦字本田3081番、畑1,032㎡。

理由としましては、売買による所有権移転となっております。

資料は4ページ以降をご覧ください。

いつものように位置図を航空写真に落としております。4ページをご覧いただきましたら、国営の本田団地のやや大方寄りの所になります。

5ページが住宅地図に落としております。

引き続き、6ページが詳細図となっております。県道からすぐ見える所になっております。ただ、航空写真の方が古いもので、当時はハウスがこのように一帯的に建ってございましたけれども、現在はハウスは取り壊されておまして、現地の写真が7ページ、ご覧のような畑になっております。

続きまして8ページ、調査書の方を説明させていただきます。

それでは、もう第2項第1号、および第2号、第3号の方は省略させていただきます。

上から4段目、第4号、農作業の常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれるということで、年間300日のうちの農作業日数となっております。

続いて第5号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めまして4,780㎡、47.8aあるということで、下限面積を割ることはございません。

最後の第7号、地域調和につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えられます。

また、こちらは国営農地ということで農用地の区域につきましては区域内、利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の説明が終わりました。

担当は私でございます、この間、〇〇〇〇君と現場にも行って、会って話もしました。

以前からもう、ずっと前は、〇〇〇〇という人がながらでハウスを建てちゃったがですけど、名義人が別々ということで半分だけ壊して、現在、半分はハウスに残ってますけど、今度のこの申請地は言うたらもう荒れ放題に。草もつれで荒れちゃった場所はその〇〇〇〇君が何とかあれしてくれいうて機械を入れて、この写真みたいにきれいに現在しております。

ぜひ、もうおおよそおるので作って、われがもう、まあ言うたら買うてくれというようなことで。わしも、もうそう言われたけんもう仕方なしにいうて、〇〇〇〇君の方で作ってくれるということになりまして。まあ何かは植えないかんぞ、いうて言うたところ、先ほど事務局が言ったように何か果樹を植えろうかというようなことを聞きまして。

そういうことございまして、ぜひ作ってくれ、荒れたらいかんけんということで、話をしました。

私は、このあれは現在、また置いちゃったらまた耕作放棄地になりますので、ぜひ承認をしていただきたいと思います。

以上です。

この件につきまして何か質疑・質問ありませんかね。

以前は、背丈以上に草がぼうぼう生えちゃったがですけど、なかなか草刈ったばあじゃいかんいうことで、木もかなり生えて重機でちょっと整地したようござい

ますが。

いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、3条申請1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。
挙手多数でございます。

1番につきましては承認をされました。

続きまして、3号議案の2番以降、お願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

農地法の第3条の2番目を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地は、そちらにあります①・②の2筆となっております。

理由としましては、こちらも売買による所有権移転となっております。

資料は9ページ以降をご覧ください。

9ページをご覧くださいますと、先ほどの今回の〇〇〇〇さん以降の3条の許可申請の方々も含めまして、合わせて30筆でございます。

今回、〇〇〇〇さんの方は2筆となっております。申請番号の①・②の部分が〇〇〇〇さんの部分になりますので、航空写真でいくと右側の上の方に、端っこの方に①・②がございます。こちらの方が今回、〇〇〇〇さんが購入される予定地となっております。

住宅地図の方が、引き続き同じような番号を振っております。もう一枚の方にまとめております。

続きまして、11・12ページページは詳細図ですけれども、広範囲になりますのでそこまで細かくはありませんが、こちらも2ページにわたってそれぞれの地番を落としております。

13ページが、〇〇〇〇さんの購入される田となっております。2筆並んでおります。こちらが現況の写真となっております。

今回、〇〇〇〇さん、そして次に出てきます〇〇〇〇さん。そして、並びましてうちの委員さんをしていきます〇〇〇〇さんの、この3人の方につきましては、今後、田村も一部分含まれますが加持本村での圃場整備がありますので、その圃場整備に乗っかる上で、地元の新たな担い手でその事業絡みの関係で地元の担い手の方が所有権を、売買に売って所有権移転して、今後農地を耕作をしていくという事での事業がありますので、今回3条での件数かなり、事業に間に合わせるために今回多く許可申請が出てきております。

続きまして14ページ、調査書の方を説明させていただきます。

上から1・2・3号、引き続き省略させていただきます。

上から4段目、第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきましては年間250日ということで、こちらの黒潮町の下限日数を割ることはございません。

続きまして第5号、譲受人が耕作の事業効果に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回2筆を含めまして5,926㎡、59.26aということで、こちらも下限面積は割りません。

最後に第7号、一番下でございますが。所有権移転後は、引き続きこちらの水稻の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

こちらにつきまして農用地区域内でございます。利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議長

今、事務局の方から、3条許可申請2番につきまして説明がありました。

この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

担当委員さん。

〇〇委員

今、事務局から説明ありましたけど、〈聴き取り不能〉

議長

今、〇〇君の方からも説明がありました。

この件につきまして質疑ある方、挙手願います。

圃場整備をするので、3条ということでございますが、何かありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

3条許可申請の2番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

2番につきましても承認をされました。

3番、お願いします。

事務局

それでは1ページ、議案第1号の3番目を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん、ならびに〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地につきましては、③から⑬番までの11筆となっております。

理由は、先ほどの〇〇〇〇さんと同じように、所有権移転を売買によりということとなっております。

資料は、引き続き9ページ以降をご覧ください。

9ページをご覧くださいまして、先ほどと同様なんですが、今回の〇〇〇〇さんの購入される予定の農地につきましては、位置図に落としております③番⑬番までとなっております。

加持本村地区を中心に隣接する農地もあれば、飛び地で飛んでる所もございます

が、以上 11 筆を購入予定となっております。

11・12 がもう少し見やすくはなると思いますが、③から⑬番までの農地となっております。

現況の写真でございますが、15・16・17・18・19・20 ページ、最後に 21 ページまでが現況の写真となっております。全て水稻の田となっております。

それでは、22 ページをご覧ください。調査書を説明させていただきます。

それでは、引き続き第 1 号、第 2 号、第 3 号は省略させていただきます。

第 4 号につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間 300 日の農作業の従事日数となります。

続いて第 5 号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えるということで、今回の筆数を含めて 1 万 9,252 m²、192.52a ということで、下限面積を割ることはありません。

最後に、所有権移転後は水稻の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えられます。

こちらの〇〇〇〇さんの予定の購入の農地は、ほぼ農用地区域内でございます。一部分だけ農用地区域外がございますが、ほぼ区域内となっております。利用権の設定につきましてもございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より 3 番、説明がありました。

担当委員さんの方で補足があればお願いします。

〇〇委員

この〇〇〇〇さんの<聴き取り不能>この土地を処分するに当たり<聴き取り不能>

議 長

今、〇〇〇〇君の方から、本家に譲りたいというようなことでございます。

この件につきまして質疑ある方、挙手願います。

これは飛び飛びになっちゃうけど、当然圃場整備したら固めるがやね？

事務局

そうですね。

今現在の農地につきましては飛び飛びでなっておりますけど、今後閑地をした後は固まって、もっと区画が整理されるような形になります。

議 長

何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、3 条許可申請 3 番につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

3 番につきましても承認をされました。

続きまして 4 番、お願いします。

事務局

それでは、1 ページおよび 2 ページをご覧ください。

3 条、4・5・6・7・8 番、まとめて説明させていただきます。

まず 4 番、譲渡人、〇〇〇〇さん、5 番、〇〇〇〇さん、6 番、譲渡人、〇〇〇〇さん、7 番、〇〇〇〇さん、最後に 8 番、〇〇〇〇さん。

以上の譲渡人から、譲り受け人が、〇〇〇〇さんとなっております。

今回の申請地につきましては⑭から⑳までの、以上 5 件の許可申請の中で筆数が 17 筆となっております。

資料の方は、先ほどと同じように 9 ページ以降をお願いします。

許可申請の理由につきましても先ほどまでと同じ、売買による所有権移転となっております。

〇〇〇〇さんの農地につきましては、⑭番から⑳番で位置図ならびに住宅地図に落としております。こちら筆数がかなり多いので、固まっている所と、また飛んである所がございます。

11・12 が、先ほどまでと同様に、2 枚にわたりましたの詳細図の落としたものとなっております。

〇〇〇〇さんの現況の方の写真につきましては、資料の 23・24・25・26・27・28・29・30・31、最後に 32 ページまでとなっております。

ここ、もう全てに近いほど、先ほどまでと同じように水稲による田になっております。登記簿は全て田ですが、一部畑の部分もございます。

続きまして、33 ページ、調査書の説明をさせていただきます。

第 1 号から 3 号までは省略をさせていただきます。

第 4 号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間 300 日の農作業の従事日数となっております。

続いて第 5 号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えるということで、今回の農地を含めまして 1 万 2,615 m²、126.15a ということで、下限面積を割ることはございません。

最後に第 7 号、所有権移転後は水稲の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えられます。

また、〇〇〇〇さんの今回の申請地につきましては、国営農地はほぼ農用地区域に入っております。一部分だけ区域外の農地もございますが、ほぼ区域内となっております。利用権の設定につきましてもございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より、4番から8番まで説明がありました。
担当委員長さんの方で説明があれば、お願いします。

〇〇委員

<聴き取り不能>

議 長

今、〇〇君の方からもありまして、〇〇さんくの<聴き取り不能>ですが、ほとんど耕作をしてるということでございますが。

この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手を願います。

〇〇委員

これ〇〇さんの名前でそんなものはあるのですか？年数とか。

議 長

いや、年数に関してはどうやろうかね？

〇〇委員

日本人じゃなかったら、日本人というか。

議 長

外国人で特別法人みたいな形になっちょうけんよ、ほんじゃけん、その〇〇〇〇さんの名前では現在のところは公認はできんがやろうと思うがやけんど。

いつ、何年たったら購入というような、ちょっと分からんやけんど。

事務局

ただ、事務局の自分の方が、以前、事務局してました〇〇さんから聞いてるのが、個人的な〇〇〇〇さんだったら農地は持てるとは聞いてます。

で、その法人としての〇〇〇〇としては介助付きなので農地が持てない。借りるまででしかできないと。

ただ、今までは、その法人として農地を借りてやってますけれども、ただ個人的に〇〇〇〇さんで購入となると、その手続きがすごく、今まで法人で借りてた分とかの部分がもし農地を手に入れようと思ったらできないことはなくて。ただ、登記上お金がうんと掛かったりそっちの費用がすごくあるので、もうむやみに〇〇〇〇さんの個人で買うよりは〇〇〇〇さん・奥さんの名前で買われる方が、今後いいのじゃないかなというということで、恐らく〇〇〇〇さんの所はそれで購入進めてると聞いてます。

議 長

ほかに何か質問・質疑ある方。

ないですかね。

(質疑等なし)

以前にもこういうあれがありまして、やっぱそこ〇〇〇〇さんのあれで購入して

ます。

なければ、承認を受けたいと思います。

3号議案4番から8番まで、承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

3号議案の4番から8番につきましても承認をされました。

続きまして、3号議案9番、お願いします。

事務局

それでは、2ページをご覧ください。

農地法第3条規定の許可申請の最後になります。9番を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

申請地につきましては、黒潮町入野字平成7231番、畑482㎡。続きまして、同じく平成7232番、畑3,526㎡。

理由としましては、売買による所有権移転となっております。

資料は、34ページ以降をご覧ください。

34ページを開いていただきましたら、いつもの国営の平成団地の航空写真で、今回の申請地を地図上に落としております。

平成団地でも、平成団地のメインの幹線道路を通ってます町道沿いの一番高い所にある農地となっております。通常、農地パトロールで全体で回るときも町道は通るんですけど、それよりまだちょっと上に、一番標高が高い所にある農地が今回の申請地となっております。

住宅地図が次にありますけれども、周りに家がないのでちょっと分かりにくいので、36ページの詳細図面を見ていただきましたら、もう10年前の航空写真なので現況とは若干変わりますけれども、〇〇〇〇さんのハウス等があるまだ上の農地の2筆となっております。

37ページが現況の写真となっております。町道から坂を上り、上がった所で農地が2つ並んで隣接しております。

38ページ、調査書を説明させていただきます。

こちら先ほどまでと同様、第1号から第3号までは省略をさせていただきます。

第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれるということで、年間180日の農作業従事日数となっております。年間150日以上ということで、下限の日数を割ってはいません。

続きまして第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めまして1万2,336㎡、123.36aということで、下限面積は割っておりません。

最後に第7号、所有権移転後は引き続き果樹の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えられます。

また、こちらにつきましては国営農地ということで農用地区域内となっております。利用権の設定につきましてはございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方から説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明。

〇〇委員

37 ページを見てほしいんですけど、囲いの中、今何か植わってると思うんですけど、今はここは平地になってます。

で、予定としましては、購入後はレモンを栽培するそうです。路地で。

ただ、将来的に、息子さんの農業法人がうまく軌道に乗ったら、こっちにもハウスを建てたいということです。

それと、この件とはちょっと別の話になるんですけど、〇〇委員の方から「この近くに何かまた建物が建つ」と。それも僕が確認したところ、お父さんが勝手にどうも建ててみたいですね。それで息子さんが、僕と口約束ですけど、取り壊すというふうに約束はしてもらいました。

議 長

どういう建物なが？

〇〇委員

昔の屋根型のハウス。あれを買って、まあ言うたら倉庫を建てようとしちゃったがよ。で、途中でやめちゃうが。屋根だけできて、周りはない。この間台風で、屋根から半分飛んだ。

まあ、全然農地じゃないとこへ建てたがよ。農地じゃないとこ。自分のもんじゃないとこへ建てた。みんなのもののとこへ。

議 長

人のとこへ建てちゃう。それはいかんね。なるほどね。

今、〇〇君の方からも説明がありました。

何かこの件につきまして。何か、変な建物が勝手に建てちゃうということでございまして、〇〇君の方と〇〇さんの方で、口約束でその建物はのけるといような約束があるそうでございますが。

何か質疑・質問ある方。

事務局

事務局から、先ほどの〇〇委員の補足説明をさせていただきます。

うちの事務局の方が現地の確認の写真を撮りに行ったときですが、先ほどの倉庫なんですけれども、本当に骨組みの屋根があるだけの倉庫なんですけど、一応みかんかごとかそういった農作業に使う道具は若干その下にある状態です。

で、建ってる土地については確認しましたら、平成団地のその国営と大方町の土地改良区のいわゆる、写真を見ていただきましたら 37 ページで右側の①の農地に向かって入っていく道路、これが国営の土地改良区の名義の土地になっております。で、そのまま右側に下に向いてのり面があるので、その一帯的な土地の上に建てるということになりますので、今後、先ほど委員がおっしゃったように取り壊されるということですので、こちらにつきましては国営の事務局の方での対応となりますので。補足の説明をさせていただきます。

以上です。

議 長

今、事務局の方よりの説明もありました。

この件につきまして何か質疑・質問ある方。

この写真で見える限りではないがやけど、ここ言うたかね？右の隅？

事務局

そうですね、37 ページで今回撮ってるのは農地をメインに撮っておりますので、本当に今回のその今おっしゃった倉庫というか掘っ建て小屋というか、そういったものがまだこの写真の右側に写る。まだ右側に。

ただ、この草木というか立木がちょっと伸びてますので、右側に振ったとしても屋根の部分ぐらいしか見えないぐらいですので、まだ右側の方にあるということです。

議 長

自分の土地でない所へ勝手に建てるがはいかんね。なんぼいうたち。

そこは、〇〇君の方からその〇〇さんにくれぐれも言うちよってください。お願いします。

何かこの件につきましてありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

3 条許可申請 9 番、〇〇〇〇さんの件ですが、承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

9 番につきましても承認をされました。

これで、3 条許可申請は終わりました。

続きまして、議案第 2 号、非農地証明につきまして 2 件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料の 3 ページをご覧ください。

議案第 2 号、非農地証明が 2 件出てきております。

ただ、今回 2 件出てきておりますが、こちらもほぼ一緒の同じような地区になりますので、番号 1 番・2 番はもう一緒に説明をさせていただきます。

まず、番号 1 番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としましては、黒潮町御坊畑字上ウツゲシリ 346 番、畑 479 m²。

続きまして、番号 2 番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としましては、黒潮町御坊畑字中ウツゲシリ 341 番、田 304 m²。同じく、342 番、田 363 m²。同じく、343 番、田 185 m²。同じく、344 番、田 221 m²。同じく、345 番、田 191 m²。同じく、1003 番 2、畑 647 m²となっております。

理由としましては、番号 1 番につきましては、もう 40 年以上耕作しておらず、現在は山林となっているということです。

続いて、番号の 2 番の 6 筆につきましては、10 年以上耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

資料は 39 ページ以降をご覧ください。

39 ページをご覧くださいましたら、航空写真での位置図となっております。上田の口から県道を奥に入って、御坊畑の集落をずうっと県道沿いに集落を抜けて、馬荷地区との境、馬荷温泉の取水場所のやや 200・300m 下の馬荷に向かって右側のたねの上の山の方までとなっております。そちらに固まって、①から⑦番までございます。

住宅地図で落としますと、県道沿いの②から、もうほぼ現況の現状に行けない①までとなっております。

41 ページが詳細図でございますが、現地はちょっと事務局はよう確認、上がっていきませんでしたので、航空写真でここに農地があるということで①から⑦を落としております。

最後に 42 ページ、こちらが現況の写真となっておりますが、こちらが県道から下から上に向かって写真を撮影しております。もう、県道沿いの隣接地はほぼ原野となっております。ただ、山に上がっていく道はあっても途中からもう上がっていけないような状況ですので、麓からの撮影となっております。

こちらにつきましては、全て農用地区域外となっております。利用権の設定も当然ございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方からの説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

1 番の方、これ 1 番はちょうど 4 月に、この 1 番の頂上付近でヒノキを切ってくれんかということで、たまたま見に行った。その道中に畑があるが。

ほいたら、もうこんな木ばかりで耕作できるような状態でもないし。

そして、この2番から7番、これはもう竹が生えて、その作りよった人も、おとうさんが10年以上やと思うけど亡くなって誰も作ってないけん、イノシシの檻が1つあるだけです。

それで、何も問題ないと思いますこれは。

議 長

今、〇〇さんの方からも、既にもう原野、山になっているので問題ないということでございますが。

何かこの件につきまして。

〇〇委員

自分が聞いた、ちょっと友達やけんよ、ちょっと聞くところによったら、〇〇〇〇かどっちかの兄弟が、そこに土砂置き場か何かというような話があったけど。

〇〇委員

いや、それは全然私らには分からんがやけど。

〇〇委員

もしそれがある場合やったら、この下に川があるけん、ここもここを残土ばあな
<聴き取り不能>

議 長

この2番の方よね、ほいたら。

〇〇委員

いや、全体よ。〇〇〇〇さん、それが1週間ぐらい前に話があって、こうやって<聴き取り不能>が聞いたけん〇〇〇〇かどっちかの方から<聴き取り不能>という話があって、それで土砂置き場みたいな話がちらっとあったけん、そんながやったら別にかまんろういうて自分も言うちよったがよ。これは〇〇〇〇の奥さんやけん。

ただ、もし土砂置き場になったら、加持の〇〇〇〇さんの上に〇〇〇〇さんの土砂置き場があるがよ。<聴き取り不能>そこへミカンを植えるちょうが、サッシから何からごちゃごちゃ、全然そのままになっちょをるいうあれがあったけん、もしここを許可するがやったら、事務局の方でその排水を気を付けてもろうちよったらと思うが。<聴き取り不能>これさえ非農地になったらすぐ転売するいうがで言いよったけんよ。

議 長

この非農地証明の2番のこれら、道から下側になるけんね。

〇〇委員

2番から7番までの方。1番は自分は知らんけんよ。

議 長

1番は山の上やろ。

道路から下になっちょうがは、道つけて埋めるということ？

〇〇委員

とにかく非農地にせんことには転売できんけん。

〇〇委員

この1番は、その大工しようところが、この持ち主は大工なが。その子が家造るために柱にしたいけん切ってくれんかいうことで見に行っただよ。

で、道路から100mばあ道つけたら引っ張れるけんいうて言ったけど、とてもやない100mどころやないがよ。

(しばらく雑談あり)

〇〇委員

多分ね、今日の申請で許可するやいか。非農地。そしたら、恐らく来月か再来月どっちかに農業委員会で今度、売買のあれが来る思う。

議 長

けど、非農地になったら農業委員会かからなあね。

〇〇委員

だけど、それがもう相手は分かっちょうがやけん。自分では、分かってるけどただ、分かったときに今度、それを埋め立てたときによ、気を付けちよってもらわないかん。

(雑談あり)

議 長

自分らはこれを非農地にするかせんかの証明願ですんで、非農地にした後は、我々としてはそこはなかなか関知できんところすんで。

今日は、この非農地証明願です。非農地にしていいのかいんかのか、その判断だけですので。

〇〇委員

仮に非農地証明出てきて、その先は私らには分からんことであって。現状は山と。完全な。

その先はどうなるかは、私らには全然分からん。

議 長

もう、農業委員会の方としてはできんということよね。

〇〇委員

ただ、もしこんなになったときに、川があるやいか。そこへ、まあ言うたら、もし流れるやったら。

(雑談あり)

議 長

今日の議案は非農地にするかどうかの審議ですんで、この件につきまして承認を

受けたいと思います。

この最後の非農地証明1・2番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。
挙手全員でございます。

非農地証明願につきましては、両方とも承認をされました。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、いつもの別冊の、議案第3号のタイトルの資料をお手元にご覧くださ
い。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

それでは、整理番号2-27、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間が、令和2年8月6日から令和12年8月5日までの10年間になります。

利用権を設定をする土地につきましては、出口字ワニ石の2833番、現況につきま
しては農用地区域内の畑となっております。

面積事項は省略をさせていただきます。

続きまして、2-28、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、こちらは令和2年8月6日から令和7年8月5日ま
での5年間となっております。

利用権を設定をする土地につきましては、入野字新明7414番となっております。

現況につきましては農用地区域内の田となっております

面積につきましては、それ以降省かさせていただきます。

すいません、こちらでちょっといったん〇〇委員の案件がありますので、ちょ
っと退室をさせていただきます。

それでは、続きまして2-29、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和2年8月6日から令和12年8月5日までの10年
間となっております。

利用権を設定をする土地につきましては、出口字竹ガサコ820番2、同じく、出
口字竹ガサコ821番1。

農用地区域内の、両方とも畑となっております。

続いて、2-30、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和2年8月6日から令和12年8月5日までの10年
間による期間となっております。

利用権を設定をする土地につきましては、出口字石ガ谷854番。

農用地区域内の畑となっております。

続いて、2-31、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

こちらにつきましては、令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間

となっております。

利用権を設定をする土地につきましては、浮鞭字新田 4006 番。

農用地区域内の田となっております。

続いて、2-32、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

期間につきましては、先ほどと同様、令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間となっております。

利用権を設定をする土地につきましては、浮鞭字新田 4007 番。

農用地区域内の田となっております。

続いて、2-33、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇さん。

利用権の設定期間につきましては、令和 2 年 8 月 6 日から令和 12 年 8 月 5 日までの 10 年間となっております。

利用権の設定する土地につきましては、入野字新明 7454 番。

農用地区域内の田となっております。

続いて、2-34、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの 1 年間となっております。

利用権の設定する土地につきましては、入野字新明 7420 番。

農用地区域内の田となっております。

それでは 2 ページにまいります。

2-35、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 2 年 8 月 6 日から令和 12 年 8 月 5 日までの 10 年間の設定となり、利用権の設定する土地は、下田の口字岩合代 2966 番。同じく、字岩合代 2967 番の土地となっております。

農用地区域内の、両筆とも田となっております。

続いて、2-36、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、先ほどと同様、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 2 年 8 月 6 日から令和 12 年 8 月 5 日までの 10 年間。

利用権を設定する土地につきましては、下田の口字岩合代 2968 番。

農用地区域内の田となっております。

続いて、2-37、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 2 年 8 月 6 日から令和 7 年 8 月 5 日までの 5 年間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、奥湊川字出分 3918 番。

農用地区域内の田となっております。

最後に、2-38、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間の設定となっております。

利用権の設定する土地につきましては、下田の口字岩合代 2907 番。
農用地区域内の田となっております。
事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より、この利用権の設定につきましての説明がありました。

ほとんどが、これはハウスが建つちょうとこでございまして、実はこの前の政府からの給付金の関係で、人から借っちゃう土地については、その給付金を受けるためには利用権の設定をせんといかんという条件がございまして。今からこういう案件が多分出てくると思います。

そういう関係で、ほとんどハウスの関係でございまして、今までずっと借って作りよったもんが利用権の設定をせないかんということになりまして、今回の分についてはそういうふうに出てきておると思います。

何か、この件につきまして。

〇〇委員

この出口は、ニラを植えて、畑やけん〇〇〇〇？

田野浦は、田んぼやけん〇〇〇〇？

議 長

いや、そういうことじゃないがやけん、まあ〇〇〇〇でええわよとか個人的なあれやけど。

大体、田野浦とか出口もそうですけど、ハウスごし借るについては〇〇〇〇。もともと地主さんのハウスを借って作ると。もう、ようせんようになったけん。については、〇〇〇〇くらいで相場です。

で、多分この金子瑞穂のニラについては〇〇〇〇となっております。これは、多分その土地だけ借って、その上にあれしちょうがじゃないろうかとは思いますがですけど。まあ、そのハウスごしは分かりません。

〇〇委員

まあこれは、自分らもざんじのがでちょこちょこ話は来るけん<聴き取り不能>よう聞かれるがよ。

議 長

南部の方ではね、大体相場としては、そのハウスごし借る分については〇〇〇〇。

〇〇委員

それともう一つ。

ちょうど〇〇君が出たけん、〇〇〇〇にしちょうやいか。全部で〇〇〇〇なが？
建物込みの。

議 長

前にも出ちよったね。

事務局

〇〇君と〇〇君の利用権の設定については、これはもう3年前からスタートから毎年、単年度での利用権の設定の更新になってまして。

実は土地と建物、ハウス込みで、去年度まで2カ年は年〇〇〇〇の利用権の設定の金額で結んでました。で、去年度でしたか途中で、〇〇君の方でのおじさんからのお賛助で名義が所有権の移転があって、今回もう正式に〇〇君の、恐らく登記をされておればもう土地になってまして。

今回はもうこの単年度で〇〇〇〇から〇〇〇〇、ちょっと下げたという形で、もう土地とハウス込みでの利用権の設定を結んだということになってます。

もうどうしても値段に関しましては高い低いはあるかもしれませんが、ぱっと見。ただ、そこは両者でもう納得の上で契約になるので。若干、ぼんっと見ればすごく高いというのが毎年契約するに通常は見られますけど、土地と建物の込みでの利用権の設定となっております。

〇〇委員

ただ、この〇〇〇〇君が、本来なら去年で契約が切れちゃったがよ。元年までで。

それが、ただハウス資材がものすごく交渉して、ちょっと建物は何をするか、期間がよう待てんという話があって、言うたらハウスをしようとした人が今回限りでやめて、そこに新しい人が建てるようになったけん、1年はどうしても建つ期間がまだそこへ来てないけど、多分それでやろうかねいうて。

事務局

事務局の方がその本人、〇〇〇〇君が利用権の設定を持ってきたときにちょっといろいろ話してましたら、〇〇委員がおっしゃるように、今、すごく鉄が高騰して高いと。おっしゃってたようにハウスも建てたいけど、簡単に建てれない。やっぱり費用がすごく今高騰してる分、安くなるまでちょっと待ちの状況。状況を見たいということで、単年度でちょっと安くしてもらった部分もあって。

ゆくゆく鉄の取材単価も落ち着いてきたら、自分もハウスもゆくゆくは欲しい、建てたいとはおっしゃってましたけど、今回ちょっと安くしてもらって状況を見ながら、利用権を設定したここでいつかはちょっと様子を見て頑張ろうとはおっしゃってました。

〇〇委員

けんど、これは実際はハウス建てるやんか。〈聴き取り不能〉

議長

建てる実際のハウスの値段？さあ。

事務局

自分ももう10年以上前の担当なのでもうあれですけど、今はすごく高いみたいです。

ただ、今は反で、そこまではいかななくても 10 年前の。

(雑談あり)

事務局

通常のハウスと、あと<聴き取り不能>施設とか諸々つけて、キュウリだったらキュウリで諸々ひっくるめたら、やっぱり 10 年前からしたら倍とは言いませんけど反当たりするがじゃないでしょうかね。かなり高く。

この前も、〇〇〇〇君もちらっと言った、確かそれぐらい反当たりで〇〇〇〇とか〇〇〇〇とか。

議長

昔の、ほんまに自分らが建ててるときの 10 倍ぐらいなっちゃうと思うがよ。まあ何にも含めてやけど。

自分らのときはどんからばあで良かったけど、これだけ高くなっちゃうということやけん、なかなか個人でハウスを建てるいうてもなかなかやらないろうかかと思う。

事務局

自分は 15 年前おったときで、レンタルでもう込み込みで反当たりが〇〇〇〇ちょいぐらいでしたので。

〇〇委員

今のあれみたいなもので、やっぱりなかなか<聴き取り不能>就農者が今ほとんど、今、公社のとこらもほとんどが<聴き取り不能>

議長

新規は特に体力もないし、中古ハウスで最初ある程度の体力を付けて新しく建てるとか、そういうふうにせんと。

なかなか最初から自分であんなハウス建てるいうたら、それはとっつきにくいと思うし、よう作らんとと思う。そんながは。

この件を前にもね、この〇〇君のがはちょっと高いことないかよいうて言うたときに、大体そこのへんの相場を聞いて、大体こんなもんじゃいうあれを聞いて設定したいう記憶があるがよ。そのときには確か〇〇〇〇とか何か、えらい高いねやというたけど大体そこらの相場で、ハウスもかなり直たらしいわ。その〇〇君の方が。

そういう関係もあって、両方の同意でこういうふうになっちゃうというふうなことやったけん。そこはそれで自分らがなんぼ高いじゃ何じゃはタッチできんもんやけん。

ほかに何かないですか。

〇〇委員

この 1・2 ページで<聴き取り不能>の賃借、単価が出てるんですけど。

この次のページめくったらよね、賃借、5ページ見てください。賃借の所よね。
<聴き取り不能>

事務局

これ、今まで説明をするときがなかったかもしれませんが、この米とか何俵、物で書いてる部分。ほとんどが米何俵、あとは1等米、2等米とかありますけど。これに関しての金額の算出はホームページでも公表してますけれども、その前年の収穫の2等米を基準に、1俵なんぼということで単価を算出しました。

〇〇委員

これやったらよね、ほいたら毎年毎年のこの単価は変わってるわけよ。ほいたら<聴き取り不能>おかしい。<聴き取り不能>

事務局

ただ、利用権の設定に関しては地権者さんと耕作者さんとの契約なので、その金額は若干その当時で単価といってもそこまで大きくは変動はしないので。

〇〇委員

そこ〇〇〇〇で決めてるならもう〇〇〇〇で書くべきやないかということ。

事務局

いや、そこはもう〇〇〇〇という書き方をするかせんかは。

〇〇委員

ここでしちょうがよ。ここはほいたら誰が書いたが。

事務局

そこは事務局が、あえてここで金額だけの評価で記入するんですよここは。で、契約書自体は地権者さんと耕作者さんとでどういう決め事かということを決めてるので。

〇〇委員

ほいたら、その〇〇〇〇は確定したものじゃないか？

事務局

ないです。基準です、ひとまず。
(雑談あり)

議 長

利用権の設定の場合は、その期間中はその契約でいくというがが利用権の設定ながやけど、途中で、まあ言うたらこうしてくれしてくれ言うがは、ちょっとおかしいことはおかしいがやけど。

両方の同意があれば問題はないがやけど。なかなかけんどハウスを借っちゃうは、あげにゃあ戻してくりいうて言われても急にはなかなか戻れんし生活もかかってうけん、そこらあたりの矛盾はあることはあるわね。

事務局

あくまでも1ページと2ページあるこの整理表というのは、事務局でのあくまで基準としての金額で公表する分であって、実際はもう利用権の設定の契約書で書いてちょう中身でもうお互いがやりとりをしようということです。

議長

いいですかね。

ほかに何か。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手多数です。

議案第3号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第4号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということでございます。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、別冊で議案第4号のタイトルがある資料をまたお手元をお願いします。借入計画に関する協議が、今回4件出てきております。

まず、1番から説明をさせていただきます。

申請者、〇〇〇〇さん。内容が、止水シートの更新となっております。

資料が、1ページ以降をご確認ください。

それでは2ページをご覧ください。いつもの借入希望者の説明をさせていただきます。

今回借り入れの申し込み金額としまして〇〇〇〇となっております。

元金の償還方法につきましては省略をさせていただきます。

元金の償還額は、〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法や時期につきましても、こちらはいつもと同じようになりますので省略をさせていただきます。

この借り入れに関する事業計画としまして、事業の種類としましては止水シートの更新ということになっております。規模につきましてはAPハウスの2棟分。内訳としましては10a分と5a分。事業主としましては、10a分で〇〇〇〇となっております。合わせて〇〇〇〇となります。

続いて下の段、資金計画につきましては、〇〇〇〇。

その下の段、最後、特記事項につきましては、先ほどの〇〇〇〇となっております。

続いて、4ページが見積書、5ページも同じく見積書となっております。

6ページが町の補助金の交付決定通知書、7ページが高知県農業協同組合・農協の

補助金の交付決定通知書となっております。

最後に、8 ページが〇〇〇〇さんのハウスの位置図でございますが、航空写真が10 年前なので今はハウスの方が

取り壊されておる部分もありますので、

後ろのハウスの半分ぐらいが確かなくなってると思います。2 棟分のハウスになっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明が、〇〇〇〇君のがにつきまして説明がありました。

この件につきまして質疑のある方、挙手をお願いします。

その止水シートのあれやったらちょっと高いようなけど、これはもう業者に全部委託と？

事務局

そうですね。

議 長

止水シートいうたらね、ハウスのサイドの一番下に黒いこんな厚いあれをずうっと巻いちゃうけん。

(委員への説明・雑談あり)

この件につきまして、ほかに質疑なければ承認を受けたいと思います。

いいですかね。

(質疑等なし)

それは、借入金の〇〇〇〇君のがにつきまして承認を受けたいと思います。

承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

〇〇〇〇君の借入金につきましては承認をされました。

続きまして、〇〇〇〇さんの借入金につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、再び表紙をご覧ください。

2 件目を説明をさせていただきます。

お名前、松井健一さんで、内容が軽トラックの更新となっております。

資料は9 ページ以降をご確認ください。

10 ページ、先ほどと同じく希望書を説明をさせていただきます。真ん中付近にあります行になります。

今回の借り入申込金額が〇〇〇〇となっております。

元金の償還方法につきましては省略させていただきます。

元金の償還額が、〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法および時期につきましては、もう省略をさせていただきます。

この借入れに関する事業計画につきましては、軽トラックの更新ということになっております。規模としましては、内容がダイハツのハイゼットトラック、グレードローダンプ・電動となっております。

事業費としましては〇〇〇〇となっております。

資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。

一番下の特記事項につきまして、ダンプトラック導入については、ミョウガ定種の準備を行うに当たり、地下茎を圃場より作業場まで運搬するために利用したいということでの購入となっております。

続いて、カタログの方が13ページ以降となっております。

今回の軽トラックですが、ダンプトラックとなっております。荷台が上がるタイプになります。

最後に、15ページが〇〇〇〇さんのハウスとなっております。経営するハウスは、土佐くろしお鉄道の浮鞭駅の下、海側に1つと、また裏側の方にハウスがございます。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして質疑のある方、挙手をお願いします。

珍しいね、ダンプというがは。

〇〇委員

ハウス見たち分かるけど、この〈聴き取り不能〉書いちよるもんが該当のハウス？

事務局

該当のハウスというのは、これはもう経営されているハウスを示しておりますので、本人が。で、〇〇〇〇さんは、浮鞭で駅を挟んで下側と上側に大きく言うたら2カ所ハウスがありますので、今回のダンプトラックも両方。動くものなので、ダンプトラックが。両方に使う予定とっています。

議 長

両方ともミョウガ？

事務局

ミョウガですね。

〇〇委員

今、現状は3人ぐらい常時雇っていると。

1人は多分持ちょうけんね、〈聴き取り不能〉雇うて、その運ぶと。

ほとんど、出荷に関しては<聴き取り不能>けど、ただ、ないよね。<聴き取り不能>そのためあれやね。

それと、あと残渣処理をそのハウスの中でできるけん、出荷の場合は。それを積んで、今度どっかの<聴き取り不能>へ持っていったときに<聴き取り不能>

議長

何か質疑、ほかにありませんかね。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

この軽トラックダンプですが、承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員です。

松井さんの件につきましても承認をされました。

続きまして、〇〇〇〇さんの件、お願いします。

事務局

それでは、表紙の3番目を説明させていただきます。

お名前、〇〇〇〇さん。内容が、樋の更新、循環扇の導入となっております。

資料は16ページ以降をご覧ください。

17ページ、先ほどと同じように、借入希望書の真ん中から説明をさせていただきます。

今回の借入申込金額が〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法および時期につきましては省略をさせていただきます。

この借り入れに関する事業計画としまして、内容が樋の更新、そして循環扇の導入となっております。

規模としましては、APハウス1棟分28.8a、続いてAPハウス1棟分13台となっております。合わせて事業費としまして〇〇〇〇となっております。

下の段にいきます。資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。

最後に、特記事項としまして、〇〇〇〇となっております。

19ページ以降が見積書となっております。

そして、24ページ以降が循環扇、いわゆるエアビーム換気扇のカタログとなっております。

26ページが町の補助金の交付決定通知書、ならびに27ページが高知県農業協同組合・JAの補助金の決定通知書となっております。

28ページが、〇〇〇〇さんの経営されているハウスとなっております。担当の、ちょっと農業の振興の方でのハウスのこの写真がちょっと拡大し過ぎて場所がちょっと不明瞭かもしれませんが、場所は下田の口の岩合代の中にありますハウスとなっております。写真で言うと、上にくろしお鉄道の線路が見えてると思います。そしてまだその上に蛸瀬川があって、その蛸瀬川の向こうに田ノ口小学校がある所と

なります。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方から、〇〇〇〇さんについての借入金の説明がありました。

この件につきまして質疑ある方、挙手をお願いします。

ないですかね。

この桶は、スチールやろかアルミやろうか？分からん？

(会場から何事か発言あり)

普通うがは、スチールよね？鉄よね。ステンもあるけどものすごく高い。

で、スチールとアルミとステンとあるがよ。アルミじゃない？ほいたらスチールやね。スチールはじき錆びるけんね。

まあ補助金については〇〇〇〇ということですよ。

何か、なければ承認を受けたいと思います。いいですかね。

(質疑等なし)

〇〇〇〇さんの借入金につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

〇〇〇〇さんの借入金につきましても承認をされました。

続きまして、〇〇〇〇さんの借入金につきまして事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、いよいよ最後になります。表紙をご覧ください。

資金借入計画の4件目を説明させていただきます。

氏名、〇〇〇〇さん。内容が被覆更新、P0・ポリの更新となっております。

資料の方は29ページ以降をご覧ください。

まず、30ページをご確認ください。同じく、真ん中の段から説明をさせていただきます。

今回の借入申込金額としまして〇〇〇〇となっております。

元金の償還方法は省略させていただきます。

元金の償還額が、〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法および時期につきましては、省略をさせていただきます。

続いて、この借りに関する事業計画としまして、事業としましては被覆・P0の更新となっております。

規模としましては、オカモトのシャ乱光 0.13mm1 棟分 28a、事業費が〇〇〇〇となっております。

続いて、資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

続いて、32ページが見積書となっております。

最後になりますが、33ページが〇〇〇〇さんの経営されているハウスとなります。

3 件目の先ほどの〇〇〇〇さんと同じく、場所は下田の口の岩合代の中にあります。先ほどよりも鉄道のすぐ横にハウスがございます。鉄道の上に蛸瀬川が見えておりまして、国道も見えております。その上に、隠れておりますが小学校があります。下田の口の岩合代のハウスで栽培をしております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方から、〇〇〇〇さんの借入金につきましての説明がありました。何かこの件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員

〇〇〇〇さん、どこでハウスしよう？

事務局

岩合代です。

住まいは〇〇〇〇の方ですけども、黒潮町で認定農業者で下田の口の岩合代で、今ハウスで大きく 2 カ所、去年 2 件目のレンタルで建てたのと 2 つのハウスを経営しています。

議 長

これは、隣は〇〇〇〇さんのとこやね。

事務局

そうです。写真で見て左側が〇〇〇〇さんです。

(委員と議長で雑談あり)

何かないですかね、ほかに質疑。

〇〇〇〇さん、いいですかね。分かりましたかね。

(質疑等なし)

それでは、〇〇〇〇さんの借入金につきまして承認を受けたいと思います。

被覆資材ですが、承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。

〇〇〇〇さんの借入金につきましても承認をされました。

これで議案が一応終わりましたので、記録を止めたいと思います。

(午後 2 時 31 分終了)